入　札　心　得

１．入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

１．入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

１．入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

１．入札書は本市指定の様式に必要な事項を記載し、記名、押印（押印はあらかじめ使用印鑑として本市に届け出た印鑑による。）すること。

１．入札書は、封筒に「入札書在中」と朱書きし、本市が指定する方法で提出すること。

１．入札書は、本市が指定した期日までに到着したものでなければ受理することができない。

１．入札者は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできない。

１．入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

１．入札者のうち、予定価格以下最低制限価格以上で、最低価格の者を落札者とする。

１．落札となるべき同じ価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

１．開札の結果、落札者がないときは２回を限度として再度入札をする。
ただし、入札が無効とされた者は本件について再度入札に参加することができない。

１．最低制限価格未満の入札は失格とし、本件について再度入札に参加することができない。

１．最低入札価格発表後（再度入札の場合）発表額以上の入札者は失格とし、本件について再度入札に参加することができない。

１．次に該当する入札は無効とし、再度入札に参加することができない。

イ．入札参加資格のない者がした入札。

ロ．入札金額を訂正した入札。

ハ．入札に際し、不正の行為があったと認めたとき。

ニ．入札書記載の金額、氏名、印影、その他入札要件の記載漏れ、又は誤記等により内容が確認できないとき。

ホ．入札書において、記載されている日付が、入札公告に示す入札日の日付と異なる、又は日付の記載がないとき。

ヘ．指定した日時を過ぎて到着した入札

ト．指定した郵送方法以外の方法で入札書を提出した入札。

チ．一つの入札について同一の入札参加者が２通以上の入札書を提出した入札。

リ．封筒に記載された委託業務名、入札者の所在地及び名称等が、入札書に記載されたものと相違するとき。

１．落札者が決定したときは、その旨口頭をもって通知する。

１．開札前日までに、辞退届（様式任意）を資産税課に直接持参又は郵送により提出することにより、辞退することができる。郵送の場合は、封筒に「辞退届在中」の旨記載すること。

１．開札の立会いを希望する場合は、開札立会申請書を開札前日正午までに資産税課へ電子メール又はファックスにて送信の上、電話連絡すること。（電話０７７－５２８－２７２３）